

総社市給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第9号

総社市給水条例の一部を改正する条例

総社市給水条例（平成17年総社市条例第210号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前			
<u>(種別及び料金)</u> 第25条 料金は、次の区分により算定した基本料金と給水料金の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。				<u>(水道事業の料金)</u> 第25条 <u>水道事業の</u> 料金は、次の区分により算定した基本料金と給水料金の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。 <u>この場合において、確定金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</u>			
(1) 専用栓				(1) 専用栓			
メーター口径	基本水量 (1月)	基本料金 (1月)	給水料金 (1月) (1m <sup>3</sup> 当たり)	メーター口径	基本水量 (1月)	基本料金 (1月)	給水料金 (1月) (1m <sup>3</sup> 当たり)
13mm	8m <sup>3</sup> まで	1,160円	8m <sup>3</sup> を超過する水量から適用 160円	13mm	10m <sup>3</sup> まで	1,200円	10m <sup>3</sup> を超過する水量から適用 1m <sup>3</sup> 以上50m <sup>3</sup> 以下 130円 51m <sup>3</sup> 以上 143円
20mm	8m <sup>3</sup> まで	1,200円		20mm	10m <sup>3</sup> まで	1,250円	
25mm	8m <sup>3</sup> まで	1,240円		25mm	10m <sup>3</sup> まで	1,290円	
40mm	0	2,840円	160円	40mm	0	2,360円	1m <sup>3</sup> から適用
50mm	0	3,960円		50mm	0	3,300円	1m <sup>3</sup> 以上50m <sup>3</sup> 以下 130円

改正後				改正前			
75mm	0	5,280円		75mm	0	4,400円	51m <sup>3</sup> 以上 143円
100mm	0	6,620円		100mm	0	5,520円	
150mm	0	7,980円		150mm	0	6,640円	
(2) 略				(2) 略			
(料金の算定)				(料金の算定)			
第27条 基本料金及び給水料金の算定は、次の方法による。				第27条 基本料金及び給水料金の算定は、次の方法による。			
(1) 略				(1) 略			
(2) メーター又は給水装置の破損その他によって <u>使用水量</u> が明確でないときは、市長が確定する。				(2) メーター又は給水装置の破損その他によって <u>使用量</u> が明確でないときは、市長が確定する。			
(3)～(9) 略				(3)～(9) 略			
(10) <u>前号の規定により、基本水量及び基本料金を2分の1にした場合における専用栓の給水料金については、第25条第1号の表の給水料金の欄中「8 m<sup>3</sup>」とあるのは「4 m<sup>3</sup>」と読み替えて算定する。</u>				(10) 略			
(11) 略				(11) 略			
(12) 略				(11) 略			

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の総社市給水条例第25条の規定は、令和2年10月以後の月分の料金について適用し、同月前の月分の料金については、なお従前の例による。